

のぞみ野第2自治会規約

最新改定

平成30年4月7日

のぞみ野第2自治会

目 次

のぞみ野第2自治会規約

1. 総 則	・ ・ ・ ・ ・ 1 ページ
2. 会 員	・ ・ ・ ・ ・ 1 ページ
3. 組 織	・ ・ ・ ・ ・ 2 ページ
4. 会 議	・ ・ ・ ・ ・ 4 ページ
5. 会 計	・ ・ ・ ・ ・ 7 ページ
6. のぞみ野自治連合会関連	・ ・ ・ ・ ・ 9 ページ
7. 雑 則	・ ・ ・ ・ ・ 9 ページ
8. 付 則	・ ・ ・ ・ ・ 15 ページ
9. 組織細則	・ ・ ・ ・ ・ 17 ページ
10. 役員選出細則	・ ・ ・ ・ ・ 19 ページ
11. 交通費の支給規定	・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ
12. 固定資産	・ ・ ・ ・ ・ 23 ページ
13. 募金等の地域福祉活動に関する取扱い指針	・ ・ 25 ページ
14. のぞみ野第2自治会防災積立金運用規定	・ ・ 26 ページ

のぞみ野第2自治会規約

総 則

(名称)

第1条 この会は、のぞみ野第2自治会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、会員間のコミュニケーションを図ることによって、会員相互の理解と信頼を深めるとともに、地域の生活環境の維持、向上に努力し、活力ある快適な地域社会を形成することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 文化、スポーツに関する活動。
- (2) 会員に対する広報活動。
- (3) 地域の安全と環境整備のための諸活動。
- (4) 行政機関、その他各種団体との連絡、折衝に関する活動。
- (5) 自然災害への備えに関する諸活動。
- (6) 自主防災組織の活動に関する活動。
- (7) 募金等の地域福祉活動。
- (8) その他目的達成に必要な活動。

会 員

(会員)

第5条 本会は、各街区の居住者を会員として構成し、各戸の世帯主を正会員、その他の会員を一般会員とする。

- 2 1戸に2名以上の世帯主がいる場合は、その内の1名を正会員とする。

(会員の権利)

第6条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が取得した一切の権益の平等な享受。
- (2) 本会の全ての活動への参加。
- (3) 本会に関する記録文書の閲覧。ただし、個人情報を含むものは除く。

(会員の義務)

第7条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 規約会則の遵守。
- (2) 本会活動への参加、協力。
- (3) 本会の運営費用の負担。

組 織

(班の設置)

第8条 本会の基礎組織として、各街区ごとに班を設置する。ただし、班長業務を行える世帯が10世帯に満たない班は、他班と合意の上、合併し一つの班となることができる。

(班長)

第9条 班には班長を置き、班長は各班で選出する。

- 2 班長は、班を代表するとともに、班を統括しその運営にあたる。
- 3 班長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
ただし、再任は妨げない。
- 4 補充の班長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 任期の満了又は辞任によって退任する班長は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(執行機関)

第10条 本会には、業務の円滑な遂行のため役員及び部長並びに部員を置く。

- 2 本会の組織とその運用については、細則によりこれを定める。

(役員の選出)

第11条 役員は会員の中から選出する。選出の方法については、細則によりこれを定める。

- 2 役員は、会長、副会長、書記、会計、監事の各1名とする。
- 3 5役の他に補佐として運営アドバイザーを設ける事が出来る。

(役員の業務)

第12条 役員は、次の業務を行う。

- (1) 会長は、会務を統括するとともに、市政協力員として市との連絡業務にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその業務を代行する。
- (3) 書記は、会議の運営、広報活動、活動計画の企画、立案等の業務、その他庶務を管掌する。
- (4) 会計は、金銭の出納を管理し、予算案、活動報告の作成業務を管掌する。
- (5) 監事は、本会の業務の執行及び経理の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また、自治会活動に役員として参加、出席し、上記監査業を行うとともに活動の円滑な遂行のため助言、指導等を行う。
- (6) 運営アドバイザーは、運営会議及び班長会議、各種活動を補佐する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

ただし、再任は妨げない。

- 2 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(部長、副部長及び部員)

第14条 部長は、本会の業務を分掌し、担当業務について部員の協力を得て企画、立案、実施、報告を行う。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合はその業務を代行する。
- 3 部員は、当該年度の班長が務める。
- 4 部長、副部長は、当該年度の部員から選出する。
- 5 部長、副部長及び部員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの一年間とする。
- 6 補充の部長、副部長及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 任期の満了又は辞任によって退任する部長、副部長及び部員の任期は後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

会 議

(総会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 会長は、定期総会を毎年4月に開催する。
- 4 会長は、必要と認めた場合は、運営会議の議決を経て、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 5 正会員が、正会員総数の3分の1以上正会員の同意を得て、会議の目的を示し、総会の招集を請求した場合は、会長は4週間以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 6 総会の議長は、正会員の中から選出する。

(総会招集手続き)

第16条 総会を招集するには、少なくとも議会を開く日の5日前までに会議の日時、場所及び目的を示して、正会員に通知しなければならない。

(総会の成立)

第17条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状及び代理人は出席とみなす。

(総会の議決)

第18条 議決は出席正会員及び代理人（委任状を除く。）の過半数をもって決定する。議長は正会員として議決に加わることができない。ただし可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 正会員は、各 1 票の議決権を有する。
- 3 正会員は、代理人によって議決権を行使することができる。
- 4 代理人は、正会員と同居する成人会員でなければならない。
- 5 代理人届又は委任状は、会長に提出しなければならない。
- 6 役員が一般会員の場合、同居する正会員の議決権は、正会員でなく役員が有するものとする。

(総会の議事)

第18条の2 総会は、第 19 条に規定する事項についてのみ決議する。

- 2 議事は、議案ごとに決議しなければいけない。

(総会の決議事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を得なければならない。

- (1) 収支予算及び事業報告。
- (2) 収支予算及び事業計画。
- (3) 会費の額及び徴収方法。
- (4) 規約の変更及び細則の制定又は変更。
- (5) 役員、部長、副部長の選任及び解任。
- (6) 役員、部長、副部長、班長他への報酬の変更。
- (7) その他本会の業務に関する重要事項。

(総会議事録の作成)

第20条 総会の議決について、書記は議事録を作成し、議長及び役員のうち 1 名の承認を得なければならない。

(運営会議)

第21条 運営会議は、役員と部長、副部長で構成する。

- 2 運営会議は、会長が招集する。
- 3 運営会議の議長は、会長又は会長が指名したものが務める。
- 4 運営会議は、次の各号に掲げる事項について調査、立案し決定する。
 - (1) 本会活動及び運営に関する事項。
 - (2) 総会に提出する議案。
 - (3) 総会で委託を受けた事項。
 - (4) 班長から提案、要望のあった事項。
- 5 総務部長は、運営会議の決定事項を会員に周知させなければならない。

(班長会議)

第22条 班長会は、役員、部長、副部長及び班長の全員で構成する。

- 2 班長会は、会長が招集し、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 3 班長会の議長は、会長又は会長が指名したものが務める。
- 4 会長は、本会の活動及び運営に関する重要事項を決定しようとする場合は、班長会に諮問しなければならない。
- 5 役員、部長は、班長会において班の活動及び運営に必要な事項を通知又は報告しなければならない。
- 6 班長は、班長会において班の提案、要望等を提出し、発表することができる。

(専門部会)

第23条 本会は、必要に応じて各種の専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の名称、目的、設置期間、委員の任命及び任期は、会長が運営会議の同意を得て決定する。

会 計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計)

第25条 本会の会計における収入は、会費、市の助成金、寄付金、利子及びその他の収入によるものとする。

(収支予算の作成及び変更)

第26条 会長は、毎会計年度の収支予算案を定期総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 収支予算を変更しようとするときは、変更の額に応じて以下に定める手続きによらなければならない。

(1) 収支予算変更の累積額が、当初支出予算合計の3%未満の場合は、実績で修正する。

(2) 収支予算変更の累積額が、当初支出予算合計の3%以上、6%未満の場合は、運営会議の議決を要する。

(3) 収支予算変更の累積額が、当初支出予算合計の6%以上の場合は、総会での議決を要する。

(繰越金の手続き)

第26条の2 支出予算の総額を変更し、繰越金から繰出ししようとするときは、総会又は臨時総会の議決を得なければならない。ただし、災害時緊急を要すると認める場合は、班長会の承認を得て執行し、総会に報告しなければならない。

(会計報告)

第27条 会長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計検査を得て、定期総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会費及び納入方法)

第28条 会費は、正会員一人あたり月額500円（年額6,000円）とする。

2 会費は、班長が3か月分又は1年分を一括集金し、4月、7月、10月及び1月の各月末までに会計に納入する。ただし、4か月分以上を納入することができる。

3 正会員は、本会に加入した翌月から会費を納入しなければならない。

4 正会員は、会員として資格を喪失した月の会費は納入しなければならない。

5 初回に1年分を一括納入した場合は、500円を報奨金として減額する。

(役員の報酬)

第29条 役員、部長、副部長及び班長の報酬年額は、次のとおりとする。

(1) 会 長 市政協力員報酬を充てる。

(2) 副会長 40,000円

(3) 書 記 40,000円

(4) 会 計 40,000円

(5) 監 事 30,000円

(6) 部 長 40,000円

(7) 副部長 30,000円

(8) 班 長 15,000円

(9) 運営アドバイザー 0円

2 二つ以上の役職を兼ねる場合は、報酬の高い役職分のみ支給する。

3 運営アドバイザーの報酬は支給しない。

(交通費の支給)

第29条の2 本会の活動に要する交通費を支給する。

2 前項について、別に規定で定める。

(予算未成立期間における支出)

第30条 予算の成立しない期間における通常経費の支出については、会長が運営会議の承認を得て行うこととする。

のぞみ野自治連合会関連

(連合会への委任)

第31条 本会は、次の活動及び議決決定を連合会へ委任する。

- (1) 本会から要望した諸問題の解決。
- (2) のぞみ野の将来計画の検討とその推進。
- (3) のぞみ野に関する情報の収集と伝達。
- (4) 行政機関、他の関係団体との折衝及び連携。
- (5) 自治会館の建設、管理、運営。

(連合会理事)

第32条 本会の会長、副会長、書記は、連合会の理事として、連合会規約に従いその職務を行う。

- 2 会計は、連合会の監査として、連合会規約に従いその職務を行う。

(連合会の代議員)

第33条 班長は、班を代表して連合会の代議員を兼ね、連合会総会において連合会委任事項について議決権を持つ。

- 2 代議員の任期は、連合会の前年度定期総会終了時から当該年度の定期総会終了までとする。

雑 則

(会員の死亡)

第34条 本会の会員が死亡した場合の弔慰金を次のように定める。

- (1) 正会員 : 10,000円
- (2) 一般会員 : 5,000円

- 2 遺族より葬儀等に関する協力要請があった場合は、会長が指揮して要請に応じるものとする。

(表彰制度)

第 34 条の 2

(目的)

- 1 この規定は、本会の活動に功労のあった者および住民の模範となる
き行いをした者を表彰し、本会の振興を促進することを目的とする。

(表彰の形態)

- 2 表彰は本会会長が行う。

(表彰)

- 3 表彰は次の各項に該当する者に対して行う。
 - (1) 班長を 3 年勤めた者
 - (2) 役員を 2 年勤めた者
 - (3) 班長を 6 年勤めた者
 - (4) 役員を 4 年勤めた者
 - (5) その他、特に会長が表彰することが適当であると認めた者

(表彰の授与)

- 4 表彰は下記の各項によって行う。
 - (1) 前項条 (1) から (2) までに該当する者については、感謝状を
授与する。
 - (2) 前項 (3) から (5) までに該当する者については、表彰状を授
与するとともに、1, 0 0 0 円相当の副賞を贈る。
 - (3) 感謝状ならびに表彰状に関しては一度限りの授与とする。
ただし前条第 5 項においてはこの限りではない。
 - (4) 表彰授与者については、表彰授与者台帳 (様式 4) を設けて記録
及び整備を行わなければならない。
 - (5) 表彰授与者台帳には、表彰者毎に街区・表彰者氏名・授与年月日・
授与賞名・表彰理由を明記しこれを保存する

(選考および決定)

- 5 本規定により表彰に値する場合は運営会議で推薦して会長が決定す
る。

(勤続年数の計算)

- 6 勤続年数の計算は、就任した日の属する月から起算して、退任する
日の属する月までを計算する。なお勤続年数については自己申告と
する。

(表彰の時期)

- 7 表彰は原則として年 1 回、総会において行う。

(施行)

この規定は、2017年（平成29年）4月8日から施行する。

(文書類の保存)

第35条 本会の運営に関する文書類の保存期間は、下記のとおりにする。

No.	文書タイトル	内 容	保存期間
1	規約	会則・細則	永 久
2	総会資料	会議資料（開催案内・議案書・議事録）	10 年
3	運営会議	会議資料（開催案内・資料・議事録）	3 年
4	班長会議	会議資料（開催案内・資料・議事録）	3 年
5	要望書	要望書・添付書類・回答書	10 年
6	会計一般	予算書・決算報告書・領収書	5 年
7	自主防災組織資料	規約・会議資料・申請書類	永 久
8	自治会発行文書	回覧文書	3 年
9	行政機関発行文書	回覧文書（市政協力員宛文書）	1 年

- 2 保管場所は、第2自治会館とする。
- 3 保管担当者は、第2自治会書記とする。
- 4 文書が二つ以上のファイルに関する場合は、各ファイルに全て保管する。

(自治会レクリエーション補助金支給)

第36条 自治会員の親睦、意見交換等の目的で補助金を支給する。

- 2 対象者は第2自治会員に限る。
- 3 5軒以上であれば同一班の限りではない。
- 4 一軒当たり1,000円で年一回。

(請求及び支払い方法)

第37条 補助金を請求しようとする者は、別表の「レクリエーション補助金支給申請書」に必要事項を（様式2・2-1）記入し、会長に提出する。会長は承認後会計に提出し、会計が請求者に支払う。

様式 2

平成 年 月 日

のぞみ野第 2 自治会長 様

第 2 自治会レクレーション補助申請書

街区

申請代表者氏名

印

電話

実施要領に基づき、自治会内レクレーション活動の実施にあたり下記の通り申請します。

実施予定日	平成 年 月 日 ()
街区番号	街区
会員世帯数	世帯数
実施場所	
企画内容	
参加予定世帯数	世帯
補助金請求額	世帯数 × 1,000 円 = 円

(自治会処理欄)

会長承認欄	上記申請内容について実施要領に照合、適切なものと承認します。 平成 年 月 日 第 2 自治会長 印					
会計処理欄	受理日	月 日	支払日	月 日	受領者印	

様式 2-1

参加世帯名簿

氏名	街区	人数	連絡先
合計	世帯数 世帯	名	

様式 4

のぞみ野第2自治会 表彰授与者台帳

[illegible]

付 則

(規約の発効)

第1条 この規約は、1993年(平成5年)4月19日から施行する。

(規約の失効)

第2条 1990年(平成2年)7月1日改定、発効した「のぞみ野第2自治会規約」及び「同施行細則」は1993年(平成5年)4月18日をもって失効する。

改 定

(改定)

- | | | | | |
|-----|------------|----|-----------------------|----------------|
| 1. | 1997年3月31日 | 総則 | 第4条(5)(6) | 追加 |
| 2. | 1998年3月29日 | 総則 | 第8条 | 改定 |
| | | 雑則 | 第31条 | 追加 |
| 3. | 1999年4月3日 | 総則 | 第4条(7)(8) | 追加 |
| | | | 第11条 | 一部削除 |
| | | | 第25条 | 一部追加 |
| | | | 第28条 | 一部追加 |
| | | | 第30条 | 追加 |
| | | | 第31条 | 追加 |
| | | | 第32条 | 追加 |
| | | | 第33条 | 追加 |
| | | 雑則 | 第30条から第31条を34条以下に繰り下げ | |
| 4. | 2000年4月1日 | 会計 | 第28条第3項 | 追加 |
| | | 会計 | 第28条3,4項を第4,5項に繰り下げ | |
| 5. | 2001年4月1日 | 組織 | 第12条第1項(5) | 一部追加 |
| | | 会計 | 第29条第1項(5) | 金額変更 |
| 6. | 2002年4月7日 | 総則 | 第4条(5) | 追加 |
| | | | 5項を6項以下に繰り下げ | |
| 7. | 2005年4月3日 | 総則 | 第28条第1項 | 一部改正
(会費改定) |
| 8. | 2006年4月2日 | 総則 | 第4条(7) | 削除 |
| 9. | 2008年3月30日 | 会計 | 第29条第1項(7) | 金額変更 |
| 10. | 2009年4月5日 | 会計 | 第28条第1項 | 一部改正 |

改 定

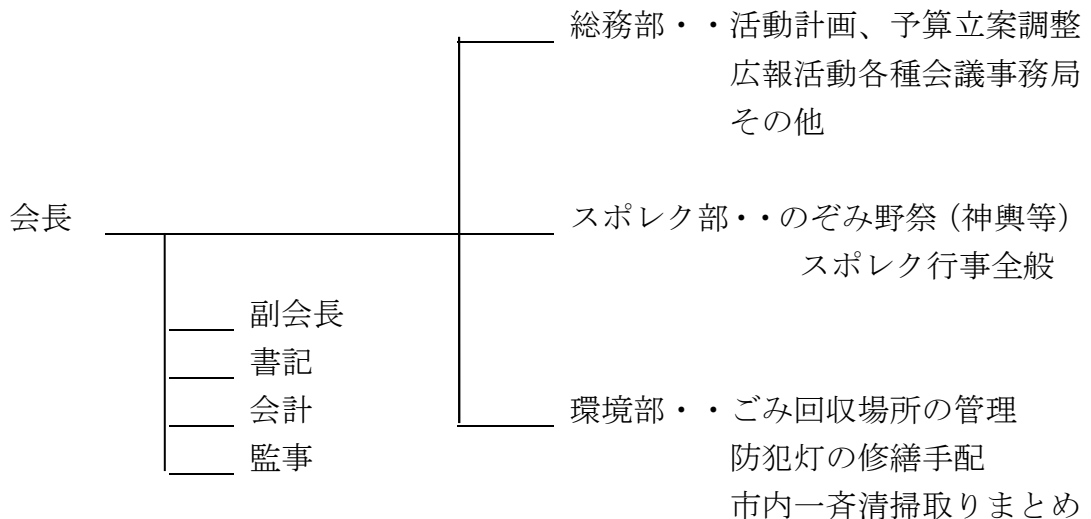
					(会費改正)
				第 2 8 条第 3 項	削除
					4 項以下を繰り下げ
11.	2 0 1 1 年 4 月	3 日	総則	第 4 条 (9)	削除
			総則	第 1 4 条第 2 項	追加
				第 1 4 条第 5 項から 7 項	一部改正
			総則	第 2 1 条第 1 項	一部改正
			会計	第 2 8 条第 2 項	一部改正
				第 2 8 条第 5 項	追加
			会計	第 2 9 条第 1 項 (8)	金額変更
			会計	第 2 9 条の 2	追加
			雑則	第 3 4 条第 1 項	一部改正
12.	2 0 1 2 年 4 月	8 日	総則	第 1 7 条及び 1 8 条	一部改正
				及び第 1 8 条の 2 で追加	
			総則	第 2 6 条の 2	追加
					(繰越金の手続き)
			総則	第 2 8 条第 5 項	一部改正
13.	2 0 1 3 年 4 月	7 日	総則	第 1 1 条第 3 項	追加
			総則	第 1 2 条 (6)	追加
			総則	第 1 5 条第 4 項	一部改正
			総則	第 2 1 条第 3 項	一部改正
			総則	第 2 2 条第 3 項	一部改正
			総則	第 2 9 条 (9) 第 3 項	追加
			総則	第 3 0 条	一部改正
			総則	第 3 6 条	追加
14.	2 0 1 5 年 4 月	7 日	総則	第 8 条	一部改正
			総則	第 3 7 条	追加
15.	2 0 1 6 年 4 月	9 日	固定資産		追加
16.	2 0 1 7 年 4 月	8 日	雑則	第 3 4 条第 1 項	一部改正
17.	2 0 1 7 年 4 月	8 日	雑則	第 3 4 条第 2 項	追加
18.	2 0 1 8 年 4 月	7 日	総則	第 2 8 条第 5 項	一部改正
19.	2 0 1 8 年 4 月	7 日	総則	第 2 9 条 (8)	一部改正

組 織 細 則

規約第10条第2項の組織と運用を以下のとおり定める。

(組織)

第1条 組織は、下記組織図のとおりとする。



- 2 班長は、いずれかの部に所属する。
- 3 役員と班長の兼務はできない。
- 4 各部長、副部長は、部員の中から選出する。
- 5 各部の部員数は、当該年度の活動計画に基づいて会長が決定する。

(運用)

第2条 年間計画として決定している諸活動は、運営会議の承認を得て部長の責任と権限で実施する。

- 2 各部の活動にあたっては、会長及び役員への報告、連絡、相談を緊密に行うとともに部内での意見情報の交換を十分に行う。
- 3 各部は、班長会において部活動の経過を報告する。
- 4 外部からの文書資料等の配布は、会長→総務部長→総務部員→班長→各戸の経路で行う。ただし、自治会として検討を要するものは、担当部に配布する。
- 5 各部作成のお知らせ等は、会長→総務部長→総務部員→班長→各戸の経路で配布する。
- 6 自治会以外（連合会含む）への提出文書は、会長の承認を得る。

- 7 成人の日のお祝いについて、当該年度に成人になる会員に自治会より2,000円相当の祝品の贈呈を行う。
- 8 敬老の日のお祝いについて、当該年度敬老の日より65歳から5歳ごとに会員に自治会より2,000円相当の祝品の贈呈を行う。
- 9 小学校入学時に自治会より2,000円相当の祝品の贈呈を行う。

(組織細則)

第1条 班長は各班で選出されるが、次に該当する場合は班長の任務が免除されるものとする。ただし、本人が承諾する場合はその限りではない。

- ① 連合会長、自治会の会長、副会長、書記、会計、監事の任期中、又は就任する場合。
- ② 世帯主及びその配偶者が共に高齢（70歳以上を目安とする）である場合。但し、同居家族（2世帯住宅含む）に70歳未満の方が居る場合は免除されない事とする。
- ③ 世帯主の中に介護を要する方を抱えている場合。
- ④ 常時居住していない場合。
- ⑤ 家庭や体の事情等により班長を務めることが困難と現班長が認めた場合。

改 定

(施行)

第3条 この細則は、1993年（平成5年）4月19日から施行する。

(改定)

- | | | | | |
|----|------------|----|--------------|--------------------|
| 1. | 2008年3月31日 | 組織 | 第1条第1項 | 改正（部会名称変更等） |
| | | 運用 | 第1条第4, 5項 | 一部改正（名称変更） |
| | | 運用 | 第2条第7, 8項 | 追加
(成人、敬老の祝品贈呈) |
| 2. | 2009年4月 5日 | 運用 | 第2条第9項 | 追加（小学入学祝品贈呈） |
| 3. | 2010年4月 4日 | 組織 | 第1条第1項 | 改正（部会名称変更等） |
| | | 運用 | 第1条第4, 5項 | 一部改正（名称変更） |
| 4. | 2017年4月 8日 | 運用 | 第2条第7, 8, 9項 | 一部改正
(金額の追加) |
| 5. | 2018年4月 7日 | 運用 | 組織細則 第1条 | 追加 |

役員選出細則

規約第11条の会長及びその他の役員等の選出方法を下記のとおり定める。

(会長の選出)

第1条 会長の選出は、下記の方法による。

- (1) 12月末日までに次年度の会長選挙について公示し、立候補者の締切を1月15日とする。
- (2) 立候補者が複数の場合は、1月末日までに正会員の投票により決定する。
- 2 立候補者がいない場合は、今年度の班長の中から会長候補者を選出し、定期総会において承認を受ける。

(役員を選出)

第2条 会長以外の役員の選出は、下記の方法による。

- (1) 会員中より候補者を選出する。
- (2) 会員から選出できない場合は、今年度の班長の中から候補者を選出する。
- (3) 上記により選出された役員候補者は、定期総会において承認を受ける。
- (4) 運営アドバイザーの選出は次年度会長が任命する。

(役員欠員時の選出)

第3条 期間中に役員が、転居等の事由により途中退任し、会員から候補者がいない場合は、後任の役員候補者は前年度の自治会役員及び前年度の班長から選出する。

- 2 前項により選出された役員候補者は、臨時総会において承認を受ける。

(施行)

第4条 この細則は、1993年（平成5年）4月19日から施行する。

改 定

(改定)

1. 1994年4月3日 細則 第3条を追加第3条を第4条以下に繰り下げ
2. 2000年4月1日 細則 第1条第2項「役員及び」を削除し、末尾に
(ただし、部長は除く)を加える。
第2条第1項(2)「役員及び」を削除し、
末尾に(ただし、部長は除く)を加える。
3. 2001年4月1日 細則 第1条第2項「役員及び」を削除し、(ただし、
部長又は過去13年以内に役員を歴
任した者は除く。しかし再任は妨げ
ない。)を加える。
第2条第2号「ただし、部長は除く」を削除
し、(ただし、部長又は過去13年以
内に役員を歴任した者は除く。しか
し再任は妨げない。)を加える。
4. 2005年4月3日 細則 第1条第2項 (ただし、部長又は過去13
年以内に役員を歴任した者は除く。
しかし再任を妨げない。)は、削除
第2条第2号(ただし、部長は除く)を削除
し、「ただし、部長又は過去13年以
内に役員を歴任した者は除く。しか
し再任を妨げない。」は、削除
5. 2013年4月 7日 細則 第2条(4) 追加

交通費の支給規定

規約第29条の2第2項について以下のとおり定める。

(趣旨)

第1条 本会の活動に要する交通費の支給規定を次のとおり定める。

(支給対象)

第2条 支給対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本会を代表して、参加又は関係機関・団体等の主催する会議等への出席
- (2) 本会が参加又は関係機関・団体等の主催する行事等へ役員あるいは委員としての参加
- (3) 本会の業務のため、あらかじめ会長が必要と認めた用件

(支給額)

第3条 一人の支給額は、利用した交通機関にかかわらず、行き先別に次のとおりとする。

- (1) のぞみ野内及び隣接区（大曽根、勝、岩井、外野、下泉）は支給しない。
 - (2) (1) 以外の根形地区については500円とする。
 - (3) (1) 及び(2) 以外の袖ヶ浦市内は800円とする。
 - (4) 木更津市及び市原市内は1,200円とする。
- 2 行き先が前項以外の場合は、公共交通機関を利用した料金相当額とする。
 - 3 自家用車又はタクシー（運転代行含む）を使用した場合は、一台につき一人分を支給する。
 - 4 本会が賃借した車両を使用した場合は、支給しない。

(請求及び支払方法)

第4条 交通費を請求しようとする者は、別表の「交通費請求書兼領収書」（様式1）に記入して、会計に提出する。会計は会長の承認を得て請求者に支払う。

(禁止)

第5条 この規程は、第2条に規定する対象者以外に準用してはならない。

(委任)

第6条 この規程にない事項の制定、改発は会長が定め、運営会議、班長会議の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、2011年4月3日から施行する。

様式1

交通費請求書兼領収書

のぞみ野第2自治会長 様

請求書 住所 _____

No. _____

氏名 _____

月 日	行き先	目的又は用件	利用交通機関	請求金額
合計				

上記金額を受領しました。

会長印	会計印

平成 年 月 日

街区番地 _____

受領者氏名 _____ 印

固定資産

(固定資産の定義)

第1条 固定資産とは、建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、器具備品等のうち、購入価格5万円以上の有形固定資産をいう。

(固定資産備品台帳)

第2条

- 1 固定資産については、固定資産台帳（様式3）を設けて記録及び整備を行わなければならない。
- 2 固定資産台帳には、物件毎に資産番号を取得し、名称・仕様・取得年月日・取得価格・保管場所・責任者・修理暦を記録する。
ただし、その性質上、備品とすることが不適当な物は除く。
- 3 固定資産には資産名称、資産番号、取得年月日を記載したものを貼付する。
なお第2自治会の固定資産と容易に判断出来る様、黄色のテープ等で容易に剥がれない方法により貼付する。
- 4 固定資産の処分については班長会で決定し、総会で報告承認を得る。

(施行)

第3条 この細則は、2016年（平成28年）4月9日から施行する。

様式 3

のぞみ野第2自治会 固定資産台帳

平成 年 月 日 ~ 平成

No.	資産番号	資産名称	仕様	取得日	取得価格	保管場所	責任者	修理日	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

募金等の地域福祉活動に関する取扱い指針

規約第4条第7項について以下のとおり定める。

(趣旨)

第1条 本指針は、規約第4条第7項が規定する「募金等の地域福祉活動」を受け、広く会員の賛同と理解を共有する地域募金として、地域福祉に資することを目的にその取扱いについて次のとおり定める。

(募金等の財源)

第2条 当初予算の市資源回収助成金収入見込額（特定財源）を募金財源とする。

2 募金財源の範囲内で支出予算に計上する。

(予算科目)

第3条 前条第2項の支出科目は、地域募金費とする。

(募金等の算定)

第4条 第2条で得た募金財源に対し、次の5団体の募金額を下記の通りとし、その合計を100,000円とする。

- ・緑の羽根 3,000円
- ・社会福祉協議会費 27,000円
- ・日赤社費 27,000円
- ・赤い羽根共同募金 27,000円
- ・歳末助け合い募金 16,000円

2 第2条で得た募金財源に対し、子ども会へ年間支援金として80,000円を交付する。

(募金等の処理)

第5条 会計は、会長の指示を受け、前項にもとづく募金等の処理を行い、納入する。

2 会計は、納入後の班長会等に前条の取り扱い状況を報告する。

(委任)

第6条 本取扱い指針にない事項の制定、又は改廃については、会長が別に定める。

付 則

この取り扱い指針は、平成24年4月8日から実施する。

改 定

(改定)

1. 2017年4月8日 地域福祉活動 第2条 一部改正
(資源回収還元費の削除)
2. 2017年4月8日 地域福祉活動 第4条 一部改正 (配分変更)
3. 2017年4月8日 地域福祉活動 第4条2項 追加

のぞみ野第2自治会防災積立金運用規定

規約第4条第5項の目的のために本規定を定める。

(目的)

第1条 この積立金は、本会が自然災害における自治活動に必要な資金を積み立てる事を目的とする。

(呼称)

第2条 本積立金は、のぞみ野第2自治会防災積立金（以下、「防災積立金」という。）と呼称する。

(役員等の役割)

第3条

- 1 班長会議
防災積立金の執行は、班長会議の決議による。
- 2 運営会議
緊急を要する場合、会長は運営会議の決議により執行する。後日、班長会議の承認を得る。
- 3 会長
防災積立金の全般運営に関する責任を有する。
- 4 副会長・書記
会長を補佐する。
- 5 会計
防災積立金の出納事務及び運用の事務手続きを行う。
- 6 監査
防災積立金の出納事務及び年度会計報告の審査を行う。

(活動)

第4条

- 1 損害を受けた自治会備品等の購入
- 2 その他、班長会議で決議された事項

(防災積立金の積立)

第5条

- 1 自治会費による
- 2 次年度の積立金額は、次年度役員で決定し定期総会で承認を得る
- 3 目標金額：600万円

附則 この運用規定は、平成14年4月7日をもって効力を発行する。

改定 平成19年4月1日 目標金額改定300万円を600万円に。